

第1章 総規（南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割合に関すること）

○南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割合に関すること

〔平成7年3月2日
議 決〕

改正 平成18年2月23日

南空知公衆衛生組合特別経費の分賦割合を次の表のとおり定めるものとする。

区 分	平 等 割	応 益 割
町 名	分賦金総額の100分の40 に次の率を乗じて得た額	分賦金総額の100分の60 に次の率を乗じて得た額
長 沼 町	$\frac{1}{3}$	構成町の前年9月末日現在の住 民基本台帳人口割
南 幌 町	$\frac{1}{3}$	
由 仁 町	$\frac{1}{3}$	

備考 この表は、埋立処分地施設及び粗大ごみ処理施設の整備に係る経費について、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月23日）

この改正は、平成18年4月1日から適用する。